

## ○ 唐津焼の器に注いだ地酒による乾杯を推進する条例

平成27年12月9日

条例第47号

唐津市は、美しい海と対馬暖流の影響を受ける豊かな漁場玄界灘、松浦川・玉島川の豊かな水源、虹の松原や天山・脊振山系の豊かな緑に恵まれた自然環境を有し、新鮮で豊富な農林水産物が生産され、米どころとしても発展を遂げ、そのような環境で地酒が生まれ、育ってきた歴史と文化がある。また、唐津焼は、日本文化の「わび・さび」を表現し、高度な芸術性と製造技術を今に伝えており、芸術作品としてだけでなく、日常生活の中で使い親しまれてきた。

このような地酒と唐津焼の消費拡大と地産地消を推進し、ふるさとの財産として、将来にわたり親しまれ発展していくことを願い、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統産品である唐津焼の器を用いて、銘酒の誉れ高い本市産の日本酒（以下「地酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、唐津焼及び地酒の普及を図り、もって関連産業の発展と郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、唐津焼の器に注いだ地酒による乾杯とその普及の促進に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 唐津焼又は地酒に関する事業を行うもの（以下「事業者」という。）は、唐津焼の器に注いだ地酒による乾杯を推進しその普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、本市及び事業者が行う唐津焼の器に注いだ地酒による乾杯とその普及の促進その他の取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。